厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛 媛 労 働 局 発 表
平成２４年１月２７日

担当	愛媛労働局雇用均等室 室　　長　横田　秀樹 室長補佐　平井千恵子 電　　話　089(935)5222

パート労働・育児休業相談ダイヤルの設置について

～土日を含めて１週間、ご相談は無料です！！～

愛媛労働局（局長　田中敏章）では、２月１日（水）から７日（火）までの１週間、土日を含めてフリーダイヤルを設置し、労働者や事業主等からのパート労働・育児休業に関するご相談に応じます。

１　フリーダイヤル　０１２０－９５２－１２１

２　受付時間：９時～１６時

（参考：パートタイム労働法、育児・介護休業法に関する相談の状況【平成２３年１２月末現在】）

パートタイム労働法に関する相談は５９件で、相談内容の内訳は、労働条件の文書交付が２３．７％と最も多く、正社員への転換措置に関するもの、待遇に関する説明に関するものを加えると、全体の半数以上を占めている（図１）。

育児・介護休業法に関する相談については、育児休業関係が３５３件、介護休業関係が１６９件で、平成２２年６月の法改正前後は制度の内容に関する相談が多かったが、その後個人の権利救済に関する相談の割合が増えてきている（図２）。

図１

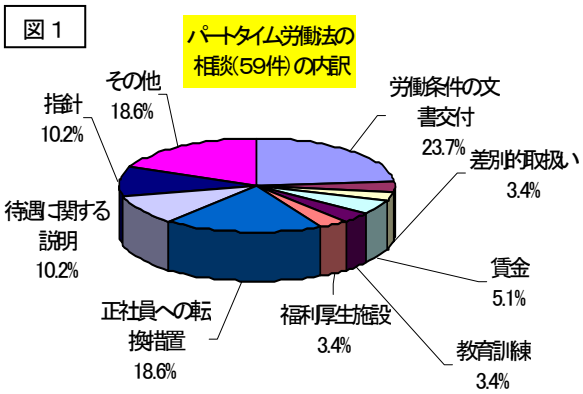
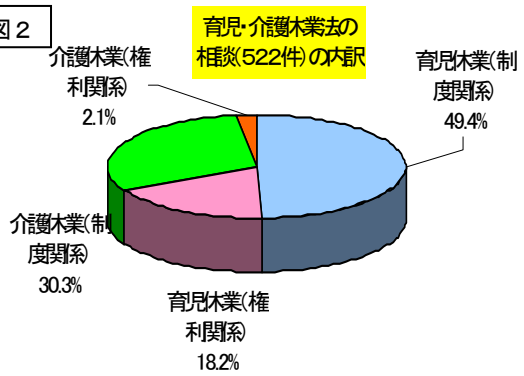
図２